

## 建築部設計VE実施要綱

(目的)

第1条 都市局建築部の工事担当課が執行する工事について、コスト及び機能等の比較検討を行い、最適な価値の確保を図るとともに、設計段階でのコスト管理意識の徹底及び客観的な視点で設計業務を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 設計VE（以下「VE」という。）とは、最適なコストで必要とする機能を実現するために、各施設の価値を分析するとともに、設計の与条件やコンセプトを整理し、各種提案内容と比較検討の上、より優れた案を採用することをいう。

(設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、設計VE審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) VE実施工事の選定
- (2) VE提案内容の審査

(組織)

第5条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、建築部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 建築管理課長
- (2) 営繕課長
- (3) 建築設備課長
- (4) 住宅整備課長
- (5) その他会長が認める者

(審査会)

第6条 審査会は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 審査会は、半数以上の委員の出席をもって開くことができる。

(チームの設置)

第7条 審査会に、設計VEチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(チームの所掌事項)

第8条 チームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) VE作業開始日の決定
- (2) VE提案(案)の審査会への付議(VE作業開始日より30日以内)
- (3) 審査結果の設計担当課長への通知
- (4) その他必要な事項の処理

(チームの組織)

第9条 チームは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、VE実施工事ごとに、会長が選任する。
- 3 リーダーは、チームの会務を総理する。
- 4 リーダーに事故あるときは、リーダーが指名するメンバーが、その職務を代理する。
- 5 メンバーは、VE実施工事ごとに委員が選任する建築職4名程度、電気職2名程度、機械職2名程度をもって組織する。

(選定対象工事)

第10条 VE実施工事の選定の対象となる工事(以下「選定対象工事」という。)は、工事予定金額が3億円以上の工事(設計施工一括発注方式の場合を除く。)のうち基本設計を実施するものとする。ただし、その他の工事であっても、特別な理由がある場合は選定対象工事とすることができる。

(実施時期)

第11条 VEの実施時期は、原則として基本設計の後半又は実施設計の前半とする。

(設計担当課の所掌事項)

第12条 設計担当課は、次に掲げる事項を行う。

- (1) VE作業資料の作成(全面作業開始日の7日前まで)
- (2) チームへの設計概要の説明
- (3) チームの提案に係る概略コストの算出
- (4) VE提案採択総括書作成及び審査会への報告(審査結果の通知を受けた日から25日以内)

(事務局の所掌事項)

第13条 事務局は、都市局建築部建築管理課におき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 選定対象工事の抽出に関する調整及び審査会への付議
- (2) VE実施工事の設計担当課への通知
- (3) メンバーの選任依頼

- (4) チーム会議の開催に関する調整
- (5) 審査会の開催に関する調整及び庶務
- (6) VE提案採択総括書の委員への供覧及び整理保管  
(その他)

第14条 この要綱の実施にあたり、疑義が生じた場合は、会長及び委員で協議して決定する。

附 則

この要綱は平成13年 4月 1日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年 4月 1日より施行する。

附 則

この要綱は平成30年 4月 1日より施行する。

附 則

この要綱は平成30年 7月 1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年 4月 1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年 4月 1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年 9月 1日より施行する。